

令和5年度 神奈川県アレルギー疾患相談事業 相談・回答一覧

	アレルギー疾患名							相談内容	回答
	食物アレルギー	気管支ぜん息	アトピー性皮膚炎	アレルギー性鼻炎	アレルギー性結膜炎	花粉症	その他		
1	○		○	○	○	○		<p>Q1: アレルギーと蕁麻疹の見分け方はありますか</p> <p>Q2: 保育園にアレルギー性点眼薬を使用する際の注意点があつたら教えてください</p> <p>Q3: アレルギー除去食解除後は、家庭と園とでアレルギー除去食材を摂取する量が多いと感じた場合園では接種を控えるべきなのでしょうか（家庭での喫食メニューを連絡帳に記載してもらっているが、すでに家庭で摂取していることが明らかにわかる場合）離乳児も同様に家庭でのアレルギー食材を摂取していることを考えると園での提供は制限すべきか</p> <p>Q4: 除去後喫食後に湿疹や赤みがでること（続くこと）がある場合は保育園では提供中止をするべきか。また提供再開の判断は？</p> <p>Q5: アレルギーが皮膚についたり空気中に漂っていることで症状（皮膚の炎症等）が出てしまう場合、その子が在籍するクラスの清掃はどの程度行えばよいか</p>	<p>Q1: 蕁麻疹は皮膚の病変の性状であり、その原因は原因不明の特発性蕁麻疹が多くを占めます。食物が原因で蕁麻疹が出現することがありますが、蕁麻疹の病変だけで原因を明らかにすることはできません。</p> <p>Q2: 幼児では開眼が難しかったり、点眼に際し閉眼してしまったりしますので、点眼のタイミングに留意ください。</p> <p>Q3: 保育所での食物除去は生活管理指導表に基づいて行ってください。原則的に家庭での日常的に摂取を行い、症状の出現がなければ保護者の申請に基づいて除去解除としてください。個別的に保育所での対応に疑問がある場合は、保護者と面談を行い細部を決定ください。</p> <p>Q4: 保護者に保育所での事象を説明し、受診等、正確な診断につながるようお伝えください。</p> <p>Q5: 清掃は通常の清掃を行い、物理的な汚染があった場合は雑巾がけをする、ほこりがたまっていたら掃きとるといった常識的な範囲で構いません。</p>
2	○							<p>アレルギー疾患がある子どもへのおやつについて伺いたいです。こちらの施設は放課後児童クラブであるため、おやつ(市販品もありますが、やきそばのような軽食のイメージで、施設内で手作りする場合もあります)の提供が必須です。卵アレルギーの児童が来年度入所する予定になっており、詳細は今後保護者と面談して伺う予定ですが、入会申込書を拝見する限りは少量でも反応することがあるような卵アレルギーのようです。伺いたい点は以下の通りです。</p> <p>①保護者の方にはなにを聞くべきか、絶対聞かないといけないことはなにか。</p> <p>②おやつを施設で提供するとなった場合、配慮する点やこういう設備がないと提供できない、など注意点と対策</p>	<p>①原則、施設での食の提供は「完全除去」を基本とします。重症度を把握するうえで、どれくらいの量の摂取でどのような症状が出現したかを確認すると参考になるかと思います。また、根本的に「おやつ提供」の希望や代替の持参の希望を確認し、誤食時の対応を含め保護者の意向と施設の方針に齟齬がないよう、留意してください。</p> <p>②食の提供は「完全除去」を基本としますので、加工食材の使用では原材料の記載でアレルギー食材の使用の有無を確認してください。また、施設内で手作りする場合も原材料を含めて鶏卵を使用している食材の提供は控えてください。</p>